

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事外1名

調査囑託申立書に関する意見書（反論）

2007（平成19）年11月13日

さいたま地方裁判所第4民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木新一

弁護士 南雲芳夫

弁護士 野本夏生

弁護士 小林哲彦

弁護士 猪股正

弁護士 川井理砂子

外

平成19年（2007年）9月25日付けで被告らから提出された「調査囑託申立書に対する意見書」について、下記のとおり、反論を準備する。

第1 反論の趣旨

被告らの主張は、今回、調査囑託申立書を提出した趣旨を正しく理解しない的外れなものであるので、調査囑託申立書は採用されるべきである。

第2 反論の内容

1、被告らは、原告らの今回の調査囑託申立書について、概略次のように述べ、不採用すべきであると主張している。

- ① 利根川の基本高水のピーク流量毎秒22,000 m³は、国の定めた洪水防御の目標とする計画規模であって、利根川流域の人口・資産の集中度合いから、国の政策的判断で決定しているものである。
- ② 基本高水のピーク流量が、昭和22年に流れた洪水の規模であるかないかを立証する調査は、そもそも無意味であり、損害賠償請求を行うことに結びつくものでもないので、本申立は争点には関係なく全く無意味である。
- ③ ハッ場ダムの洪水調節施設の整備により、利根川のピーク流量が低減され、治水安全度が向上されることは容易に理解されるはずであり、過去の洪水の氾濫量や洪水量の数値の多寡を議論してみてもハッ場ダムによる治水効果に影響を及ぼすものではなく、本件調査囑託は何ら意味を持たない。

2、しかし、上記の被告らの指摘は、いずれも今回の調査囑託申立の内容、ひいては、原告らの主張の基本的な構造についての理解を誤るものであり、的外れなものばかりである。

①について

国が各水系について流域の人口・資産の集中度合いから見て定めているのは、あくまで「治水計画の規模」であり、「基本高水流量」は計算の結果によって求められた数字に過ぎない。利根川に関しては人

口・資産の集中度合いから計画規模が1/200（200年に1回の洪水を対象）とされているが、原告らはこの計画規模（1/200）が妥当か否かについては何も言及していない。原告らが問題にしているのは、1/200の洪水流量、すなわち、カスリーン台風が再来した場合の洪水流量、毎秒22,000 m³/秒が非科学的計算による極めて過大な値となっているのではないかということである。

被告らの主張は、治水計画の枠組みさえ理解しないもので、かつ、八ッ場ダムの治水目的の是非に関してこの裁判で何が争点になっているかも踏まえないものであり、失当と言うほかはない。

② について

利根川八斗島地点の基本高水流量毎秒22,000 m³/秒が非科学的な計算によるものであって、極めて過大な値であることが実証されれば、治水面での八ッ場ダムの必要性は否定される。

原告らはこの毎秒22,000 m³/秒の科学的な妥当性を検証するために、今回、調査嘱託申立書を提出しているのである。

被告らは、具体的な根拠を何も示さずに、「調査嘱託申立書は無意味である」「本申立は争点には関係なく全く無意味」という言葉を並べ立てているに過ぎず、今回の調査嘱託申立書の趣旨を全く理解しないものである。

③ について

今回の調査嘱託申立は、繰り返しになるが、利根川八斗島地点の基本高水流量毎秒22,000 m³/秒の科学的妥当性の有無を問うものである。

原告らは、1980年改訂前の利根川治水計画における基本高水流量が16,000 m³/秒であったこと、そして、利根川八斗島基準点の洪水流量は、1947年のカスリーン台風来襲時以降、1949年のキティ台風時に15,000 m³/秒を観測したことがあるだけで、これを除けば10,000 m³/秒にさえ届いたこともない

ことなどから22,000 m³/秒は根拠のない架空の洪水流量であること、22,000 m³/秒を導き出した洪水流出計算モデルには構造的な欠陥があると考えられること等を指摘してきた（詳しくは平成18年4月19日付準備書面(4)、「第5 利根川治水計画の恣意性と過大性」を参照されたい）。

そして、その一方、国の治水計画では、16,500 m³/秒の洪水が流下できるよう河川改修が進められることになっているから、計画通りに河川改修が進められさえすれば、既設6ダムによる洪水調節機能と合わせて、八ッ場ダムは利根川の治水計画上、全く必要性のないものとなることを明らかにしてきた。

国は、八斗島基準点のピーク流量を22,000 m³/秒と想定し、これに対応する治水計画の中で八ッ場ダム建設を位置づけているのであるから、この22,000 m³/秒が科学的に妥当な数値と言えるかどうかは、八ッ場ダムの治水上の必要性に直結する重要な論点である。

今回の調査嘱託が問題にしているのは、八ッ場ダムにどれだけの洪水調節機能があるか、八ッ場ダム建設によってどれだけの治水効果が生じるかという論点（被告は効果ありと主張するが、原告は、この点についても批判を加えている。詳しくは平成18年4月19日付準備書面(4)、「第6 八ッ場ダムの治水効果の根本的問題点」を参照）とは関連していないのであり、被告の③の批判は全く的外れなものと言わざるを得ない。

以上のとおり、調査嘱託の必要性なしとする被告の意見は、原告らが調査嘱託を求める趣旨を正解せずになされていることは明らかであるから、速やかに本申立は採用されるべきと考える。

以上